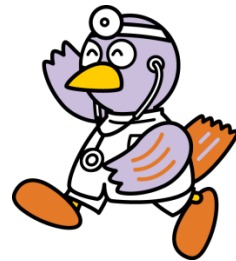


医療機関の皆さまへ ～廃棄物の適正処理について～



埼玉県のマスコット
コバトン

医療行為等により生じた廃棄物は医療機関が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

1 医療機関から排出される主な産業廃棄物の種類

種類	例
汚泥	血液(凝固したものに限る。)、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、調理場の食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない状態のもの)、その他のアルカリ性の液
廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの

紙くず、繊維くずや厨芥ごみなどは一般廃棄物となります。

また産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものは「特別管理産業廃棄物」と区分され、大きく4つのタイプがあります。

- ① 燃焼性の廃油(爆発性) ② 腐食性の廃酸、廃アルカリ(腐食性)
- ③ 感染性産業廃棄物(感染性) ④ 特定有害産業廃棄物(毒性)

感染性廃棄物の判断は裏面のフローを御参照ください。

2 廃棄物の処理について

排出事業者は、廃棄物が発生してから「分別」「保管」「収集運搬」「処分」されるまでの一連の行程について、適正処理の責任があります。

1) 分別

感染性廃棄物は、他の廃棄物と分別しましょう。

分別できない場合はすべて感染性廃棄物として処理しなければなりません。

2) 保管

廃棄物の処理を安全に行うため、廃棄物の性状にあった適切な容器に保管し、速やかに収集運搬業者に引き渡しましょう。

廃棄物の性状	容器の例
注射針、メス等の鋭利なもの	金属製、プラスチック製等で危険防止のために耐貫通性のある堅牢な容器
固形状のもの	丈夫なプラスチック袋を二重にして使用するか、堅牢な容器
液状又は泥状のもの	廃液等が漏洩しない密閉容器

3) 処理の委託

産業廃棄物処理業には廃棄物を運ぶ「産業廃棄物収集運搬業」と処分する「産業廃棄物処分業」とがあります。排出事業者が自ら処理を行わず、産業廃棄物処理業者に委託する場合は、委託基準を守らなければなりません。【令6条の2】

委託の際には、委託する産業廃棄物の種類や処理等が許可された事業の範囲に含まれていることを産業廃棄物処理業者の許可証で確認しましょう。

収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれについて、書面による契約を直接締結しなければなりません。

委託契約書には記載すべき事項が法令で定められています。

主な記載事項は

- ・委託する廃棄物の種類及び数量
- ・運搬を委託する場合
運搬の最終目的地の所在地
- ・処分を委託する場合
処分場所、処分の方法及び施設の処理能力
中間処理後物の最終処分場所、最終処分の方法及び施設の処理能力
- ・委託者が受託者に支払う料金
- ・委託した廃棄物の適正な処理のために必要な事項
廃棄物の性状及び荷姿、通常の保管状況下での腐敗などの性状の変更
他の廃棄物との混合等により生ずる支障、その他注意すべき事項

特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合には、委託しようとする業者に対し、あらかじめ特別管理産業廃棄物の種類、数量、荷姿、取扱う際の注意事項を書面で通知しなければなりません。【令6条の6 規則8条の16】

委託契約書は契約終了から5年間保存しなければなりません。

【規則8条の4の3】

4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

マニフェスト制度は、排出事業者が委託した産業廃棄物の処理状況を確認するための仕組みで、紙伝票と電子情報化した電子マニフェストがあります。

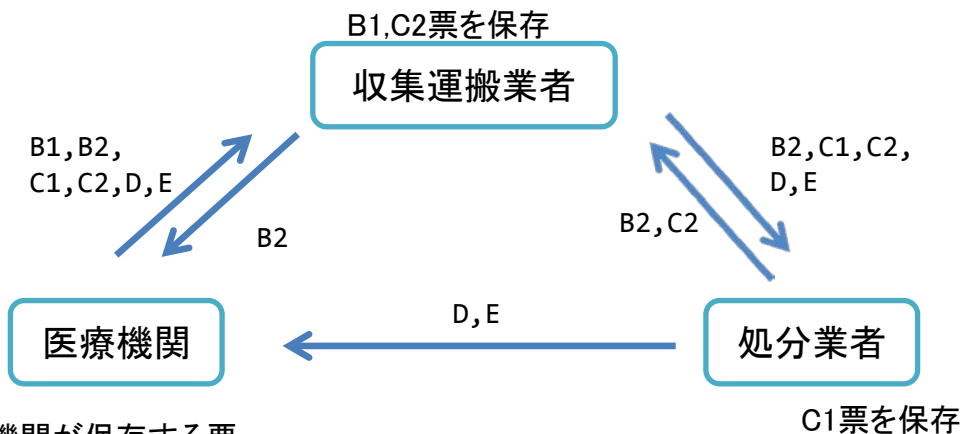
廃棄物を処理業者に引き渡す際には、マニフェストの必要な事項を記入して、交付しなければなりません。
【法12条の3第1項】

引き渡した廃棄物が最終処分まで処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認します。
【法12条の3第6項】

前年度に交付したマニフェストに関する報告書(産業廃棄物管理票交付等状況報告書)を作成し、毎年6月30日までに県に提出しなければなりません。
※さいたま市、川越市、越谷市内の医療機関においてはそれぞれの市が提出先となります。
【法12条の3第7項】

交付したマニフェストの写しと送付されたマニフェストの写しは5年間保存しなければなりません。
【規則8条の21の2, 規則8条の26】

電子マニフェストを導入すると、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成、報告が不要になるなど、事務処理の効率化が図れます。



医療機関が保存する票

A票 廃棄物の引渡し時の控え

B2票 収集業者が廃棄物を処分業者に引き渡したことを確認します。

D票 処分業者が廃棄物を処理したことを確認します。

E票 処理後物が最終処分(又は再生)されたことを確認するものです。

※処理方法により、返送されない票があります。

C1票を保存

3 特別管理産業廃棄物管理責任者

感染性産業廃棄物を含む特別管理産業廃棄物が生ずる医療機関は、感染事故の防止など、廃棄物を適正に処理するため、一定の資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。
【法12条の2】

参考条文

法: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 令: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規則: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

感染性廃棄物の判断フロー

感染性廃棄物の該当は「形状」、「排出場所」又は「感染症の種類」から判断します。

【ステップ1】形状

廃棄物が以下のいずれかに該当する。

- ① 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下「血液等」という。)
- ② 病理廃棄物(臓器、組織、皮膚等)(注1)
- ③ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの(注2)
- ④ 血液等が付着している鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)(注3)

YES

NO

【ステップ2】排出場所

感染症病床(注4)、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

YES

NO

【ステップ3】感染症の種類

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等(ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る。)(注5)

YES

NO

非感染性廃棄物

感染性
廃棄物

(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルマリン漬臓器等を含む。

(注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスプレイの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等。なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。



彩の国
埼玉県

お問い合わせ先

埼玉県環境部産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3135